

1. 今後の土壤環境施策に関する基本的な方針

現状、開示されている情報や実態調査から判断すると、ごく一部しか、把握されていない。これでは、適切に土壤環境施策が実施されているか、判断できない。自主調査や自主対策が適切に行われているという、ことであれば、情報を開示する方向で調整する必要がある。全般として、嘉門委員が指摘されているように、土壤環境施策として法の適用範囲を拡大し、土壤環境施策情報を開示した上での適切な対策を奨励する方向に誘導しうるようにすべきである。これがリスクコミュニケーションの基本的な前提条件となると考える。

情報が開示されるという前提であれば、汚染拡大防止措置のひとつとして、モニタリングによる監視も対策のひとつとして取り上げられるよう、サイトごとに対応することは可能である。

2. 対策の必要性を判断する汚染状況の目安について、土地利用用途をより考慮すべきかどうか。

データの開示(データベース化も含める)により、第三者が容易に検証できるシステムであれば、土地利用用途を考慮して、対応できるのではないかと考える。

3. 法制度と自主的な調査・対策の関係のあり方

はじめに述べたように、自主調査や自主対策が適切に行われているという、ことであれば、情報を開示する方向で調整する必要がある。土壤環境施策として法の適用範囲を拡大し、土壤環境施策情報を開示した上での適切な対策を奨励する方向に誘導しうるようにすべきである。

4. 搬出汚染土の適正処理を確保するための制度の充実

自主対策も含め、法対象以外も含むすべての土壤環境施策が(調査から対策、その後のモニタリングも含む流れ全体わたって)情報開示されることが、搬出汚染土の適正処理につながる。

以上

東京農工大学@細見正明